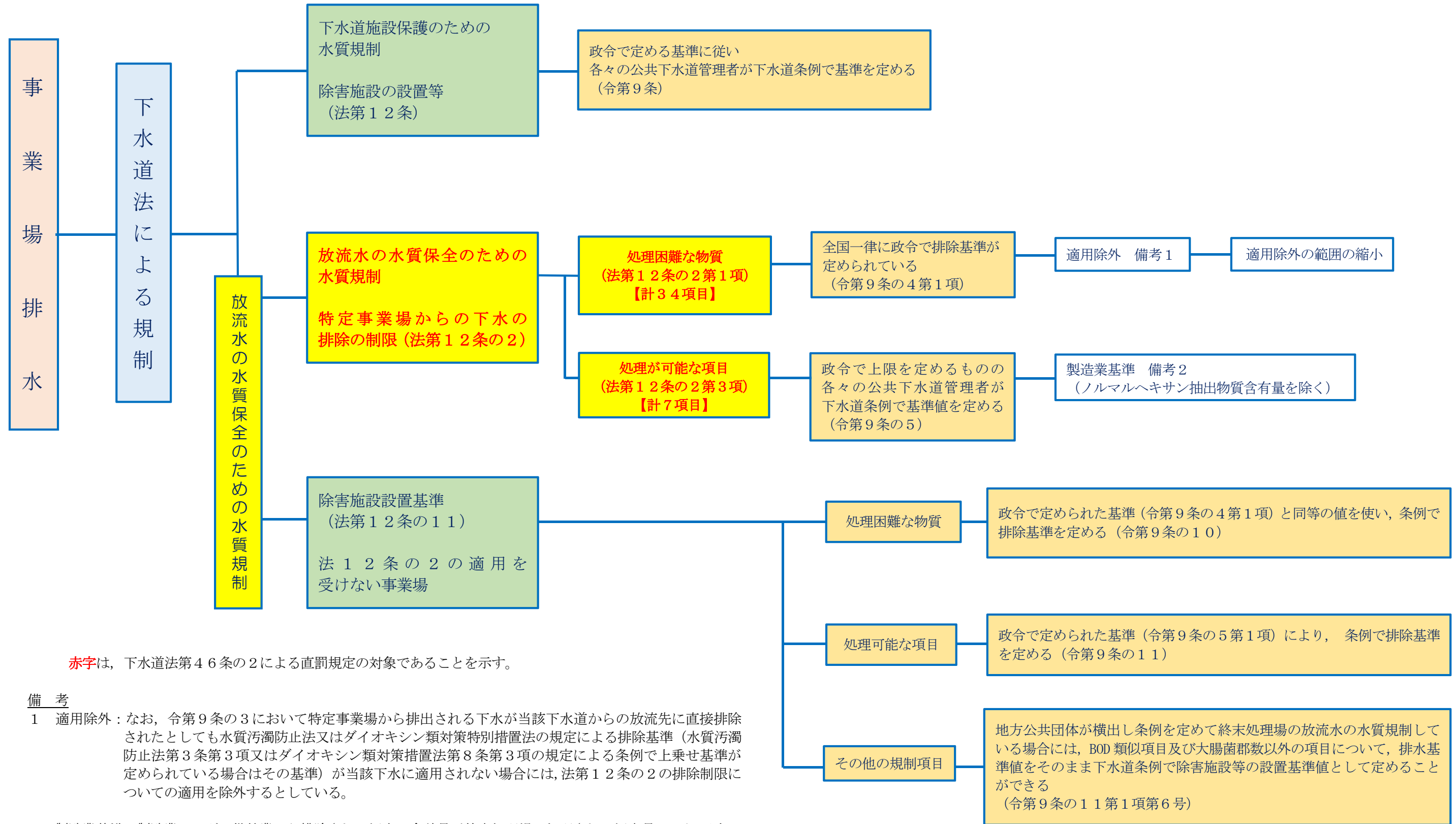


【別表一】 事業場からの下水の排除に係る下水道法の法的規制の体系



赤字は、下水道法第46条の2による直罰規定の対象であることを示す。

備考

- 適用除外：なお、令第9条の3において特定事業場から排出される下水が当該下水道からの放流先に直接排除されたとしても水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法の規定による排除基準（水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策措置法第8条第3項の規定による条例で上乗せ基準が定められている場合はその基準）が当該下水に適用されない場合には、法第12条の2の排除制限についての適用を除外するとしている。
- 製造業基準：製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水量の1/4以上であると認められるとき等の場合に条例で定めることのできる排除基準の限度